

蕨市国民健康保険特定健康診査に係る診療情報提供事業実施要領

1. 概要

この事業は、定期的な通院等を理由に、蕨市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）を受診しない人について、かかりつけ医が保有している検査データが特定健康診査項目に相当する場合に、本人の同意のもと、かかりつけ医から蕨市国保に提供していただくことで、特定健診を受診したとみなすことができる事業である。

2. 目的

本事業は、医療費の適正化及び住民の健康の保持のために、特定健診の受診率を上げることを目的とする。

3. 特定健診費用の請求と情報提供料の請求の違い

（１）特定健診実施機関でなくとも請求可能

医療機関が特定健診を実施するためには、社会保険診療報酬支払基金等へ特定健診実施機関としての届出が必要であるが、本事業では必要なく請求することができる。

（２）特定健診実施医療機関以外の医療機関からの提供も可能

特定健診の対象者が特定健診実施医療機関以外の医療機関に日頃から通院している場合でも、本事業であれば被保険者の診療情報を収集し、特定健診を受診したものとみなすことができる。

（３）指定様式の情報提供用紙等（紙媒体）を用いて蕨市へ請求

特定健診は電子媒体又はオンラインにより請求するものであるが、本事業では情報提供書等の紙媒体を用いて請求する。

（４）費用は県内で統一

特定健診では、各保険者で特定健診の検査項目、費用を設定しているが、本事業では埼玉県が設定した統一費用（単価）とする。

4. 対象者

蕨市は、当事業の実施にあたり、開始月の前月末時点における当該年度の特定健診未受診者のリスト（以下「未受診者リスト」という。）を作成し、対象者を特定するものとする。ただし、未受診者リストの作成時期については、蕨市の判断により変更できるものとする。

5. 情報提供料の支払い

蕨市は、医療機関から特定健診未受診者の診療情報の提供があった場合、１件あたり２,８００円（消費税及び地方消費税を含む。）を情報提供料として支払うものとする。

※情報提供料は埼玉県が設定した統一費用（単価）となるため、変更があった場合はそれに準拠する。

※情報提供料は、情報提供書内に記載されている検査項目を全て（任意項目を除く）記入した場合に情報提供書を作成するための費用として支払うものとする。

※治療中の診療情報で不足している検査を行なった場合であっても、情報提供料内で実施することとなるため、本事業の費用（及び診療報酬）として請求はできないこととする。

6. 事業の流れ

事業の流れについて、下記のとおりとする（「別紙「事業の流れ（フロー図）」と対応）。

- （1）蕨市は、対象者に対して「診療情報提供用紙」を送付する。
- （2）対象者は、蕨市が指定した期間内に医療機関を受診した際に「診療情報提供用紙」を提出する。（「A 診療情報提供用紙」に対象者の「本人同意欄」及び「問診項目」の記入が必要）
- （3）医療機関は、問診項目 5 「今年度の特定健診を受診したか（受診予定を含む）」について、「いいえ」と回答していることを確認する。（「はい」と回答している場合は、診療情報提供用紙を対象者に返却する。）
- （4）医療機関は、医療機関側で保有する既存の診療情報（蕨市が指定した年度内）が、特定健診の項目を満たすか否かを判断し、満たす場合は、「B 診療情報提供用紙記入票」に検査結果データを記入または「C 診療情報提供用紙貼りつけシート」貼付する。
なお、満たさない場合、身長・体重・腹囲等の測定を、基本診療・再診料に含めることができる場合は、測定して不足項目を満たすこととする。別途費用がかかる場合は、患者負担が追加で生じることから、医師にて判断することとする。最終的に必要項目を満たすことができない場合、通知は患者へ返却することとする（データがある他の医療機関に別途提出する場合もありうるため）。
医療機関情報は、ゴム印等で押印することを可能とする。
- （5）医療機関は、記入または貼付済みの「診療情報提供用紙」の写しをとったうえで、「診療情報提供用紙」と「D 特定健診診療情報提供料請求書」（以下「請求書」という。）を併せて、原則翌月 10 日までに蕨市へ送付する（送付用の封筒は、通知に同封）。ただし、請求期限が土曜日、日曜日及び国民の休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日をいう。以下同じ。）に当たる場合は、その翌日が期限とする。
- （6）蕨市は、医療機関から本事業にかかる請求があり、通知内に記載されている検査項目が全て（任意項目を除く）満たされている場合は、情報提供料を支払うものとする。支払いは、請求書を受理した日から 30 日以内に行う。ただし、請求項目等に不備があった場合は、医療機関へ返戻する。

7. 蕨市の役割

- (1) 本事業が効果的に実施されるよう努めるものとする。
- (2) 通知等の作成にあたっては、治療中の未受診者が医療機関に通知を持参することを促すよう、文面等の工夫に努めることとする。
- (3) 通知を送付するにあたっては、レセプト情報等を活用して対象者を治療中の者等に絞り込むことや、健診受診につなげる工夫を行うなど、費用対効果を高めるように努めることとする。

8. 蕨戸田市医師会の役割

本事業の実施に必要な関係医療機関の取りまとめや連絡調整及び事業が効果的に実施できるよう周知に努めるものとする。

9. 注意事項

- (1) 治療中の診療情報で不足している検査を行なった場合であっても、情報提供料内で実施することとなるため、本事業の費用として請求はできないこととする。
- (2) 本事業は特定健診未受診者を対象としていることから、診療情報の提供と特定健診は重複して実施することがないように注意すること。そのため、問診項目5「今年度の特定健診を受診したか（受診予定を含む）」が「はい」の場合は情報提供料の請求はできないこととする。
- (3) 特定健診の受診日として取り扱う日付は、医師が診療情報をもとに総合判断を実施した日付とする。また、診療情報の項目に不足があり基本項目の実施が結果の項目に不足があり基本項目の実施が複数日にまたがる場合は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのものとする。
- (4) 本事業の血糖検査は、HbA1c、空腹時血糖、随時血糖のいずれかが記載されていれば返戻としない。**ただし、随時血糖は食後3.5時間以上経過してから血糖検査を行うこと。**
- (5) 脂肪検査において、中性脂肪（血清トリグリセライド）が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールをNon-HDLコレステロールに代えることができる。
- (6) 請求書は、「診療情報提供用紙」に付属しているものを使用する。また、複数件数の提供がある場合は月ごとにとりまとめ、請求書を1枚作成し提出する。
- (7) 情報提供料は、請求書に記載された口座へ振り込むこととする。

10. その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、関係者協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則（令和３年１１月１７日改正）

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則（令和４年１１月２８日改正）

この要領は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月２１日改正）

この要領は、令和６年１２月１日から施行する。

附 則（令和７年７月２３日改正）

この要領は、令和７年８月１日から施行する。